

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針

令和2年10月26日

2 総総公第742号

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に我が国において初めて確認された後、都内において感染が拡大し、都は、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、緊急事態措置をはじめとした様々な対策を行っている。

感染症対策のうち重要な情報を記録した公文書については、公文書の保存期間満了時の措置に関する指針（移管基準ガイドライン）（令和元年12月16日付31総総公第856号）別表に基づき、公文書館に移管するものとされている。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書についても、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすため、また、将来の都の感染症対策の教訓として生かすため、公文書館へ確実に移管する必要があることから、次のとおり移管方針を定めるものとする。

### 【新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針】

新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書のうち現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすもの並びに将来の都の感染症対策の教訓となるものを移管すべき公文書とする。具体的には以下のものを移管対象とする。

- 1 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において報告又は公表された都の対策その他法令に基づき都が実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書
  - (1) 事案の決定についての公文書  
起案文書（経過等を明らかにする公文書を含む。）。ただし、個別の給付等に係る起案文書を除く。
  - (2) 事案の決定を伴わない会議等における公文書
    - ・実施機関の長（知事部局においては局長以上の職にあるもの）に説明を行った際の議事要旨及び説明資料
    - ・会議で実施機関（知事部局においては局）の事業の方針に係る重要な判断が行われた場合における当該会議の議事要旨及び会議資料
    - ・その他事案の性質に照らし、新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書のうち現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすもの並びに将来の都の感染症対策の教訓となるものとして移管することが適切であると判断されるもの
  - (3) 都が実施した新型コロナウイルス感染症対策を都民に周知するために作成又は実施された広報の記録等
- 2 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（新型コロナウイルス関連肺炎東京都危機管理対策会議を含む。以下同じ。）に関する公文書  
会議資料、議事録及び東京都新型コロナウイルス感染症対策本部報
- 3 上記1及び2のほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書のうち将来の都の感染症対策の教訓として移管することが適切であると知事又は実施機関が認めるもの

### 附 則

本方針は、今後の新型コロナウイルス感染症対策の推移により、必要に応じて見直すものとする。